

## 【公共施設等総合管理計画：施設の適正配置】

# 第4次上越市公の施設の適正配置計画の 中間見直し（改定）について

---

令和7年6月9日  
財務部 資産活用課

# 1 第4次上越市公の施設の適正配置計画について

## (1) 適正配置計画の概要

- 将来にわたる持続可能な行財政運営の確立と、現役世代はもとより次の世代が過度の負担を負うことなく、安心して暮らすことができるまちづくりに向けて適正配置の取組を推進することを目的に、令和2年度に計画を策定した。
- 計画期間は、上位計画である上越市公共施設等総合管理計画の終期と整合を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、令和3年度から令和7年度までを前期計画期間、令和8年度から令和12年度までを後期計画期間とした。
- 前期計画期間では、54施設の適正配置を行うことを目標に取り組んでいる。

## (2) 後期計画の策定スケジュールの見直し

- 当初、令和7年度に適正配置計画を改定し、令和8年度から始まる後期計画の詳細を決定することとしていた。
- しかしながら、適正配置計画の実効性を高めるには、他の主要計画（第7次総合計画、第3次財政計画、第7次行政改革推進計画。計画期間はいずれも令和5年度から令和12年度であり、令和8年度に中間見直しを行う。）の改定と合わせた方が望ましいことから、適正配置計画の改定時期を令和8年度に変更し、令和9年度から後期計画の取組を進めることとする。

# 1 第4次上越市公の施設の適正配置計画について

## (3) 令和8年度の取組

令和8年度の適正配置の取組は、後期計画の策定に関わらず、施設の利用状況や老朽化度、費用対効果などを勘案し、必要な取組を行っていくこととする。

- 前期計画（令和3年度～令和7年度）において、適正配置の取組を予定している施設のうち、遅れが生じている施設
- 後期計画に位置付けている適正配置の取組を前倒して行う施設
- その他、取組が必要な施設

### 【主要計画及び適正配置計画の計画期間】

| R2年度                 | R3年度 | R4年度 | R5年度                        | R6年度 | R7年度 | R8年度                        | R9年度                        | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|----------------------|------|------|-----------------------------|------|------|-----------------------------|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 第6次総合計画<br>【8年間】     |      |      | 第7次総合計画(前期)<br>【4年間】        |      |      | 第7次総合計画(後期)<br>【4年間】        |                             |       |       |       |
| 第2次財政計画<br>【8年間】     |      |      | 第3次財政計画(第Ⅰ期)<br>【4年間】       |      |      | 第3次財政計画(第Ⅱ期)<br>【4年間】       |                             |       |       |       |
| 第6次行政改革推進計画<br>【4年間】 |      |      | 第7次行政改革推進計画(前期)<br>【4年間】    |      |      | 第7次行政改革推進計画(後期)<br>【4年間】    |                             |       |       |       |
| ▽ 令和3年2月策定           |      |      |                             |      |      |                             |                             |       |       |       |
|                      |      |      | 第4次公の施設の適正配置計画(前期)<br>【5年間】 |      |      | 第4次公の施設の適正配置計画(後期)<br>【5年間】 |                             |       |       |       |
|                      |      |      | 第4次公の施設の適正配置計画(前期)<br>【5年間】 |      |      | 取組<br>継続                    | 第4次公の施設の適正配置計画(後期)<br>【4年間】 |       |       |       |

## 2 公の施設の適正配置計画(後期計画)について

### (1) 第4次上越市公の施設の適正配置計画（後期計画）

#### ア 計画期間

- 令和9年度から令和12年度まで（4年間）

#### イ 適正配置推進の視点

- 施設の実態を踏まえた施設の量と質の最適化
  - 公共関与の適正化及び効果的・効率的な利活用に資する管理主体・手法の見直し
  - 利用圏域の設定による配置バランスの最適化
- ※ なお、地域コミュニティの維持のために残すべき施設や機能について、地域の皆さんと十分に協議しながら、対象施設を検討する。

#### ウ 策定スケジュール

- 令和7年度中に対象施設の候補を抽出し、関係者や地域と適正配置に向けた協議を行う。
- 令和8年度に地域協議会への説明、市議会所管事務調査、パブリックコメントを経て、他の主要計画の改定と合わせて策定する。

# (参考)公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。

